

平成 30 年 1 月 23 日
子ども・若者部保育認定・調整課

家庭的保育事業等の認可等について（報告）

家庭的保育事業等の認可等について、以下のとおり報告する。

1 家庭的保育事業等の認可予定について

(1) 基本的な考え方

家庭的保育事業等の認可等について(平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 6 号)のとおり、子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該地域で保育需要が充足されていないことを前提に、家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、新規設置は、地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会における審査、認可外保育施設から認可事業への移行は、認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会における審査の結果を踏まえ、認可する。

(2) 平成 30 年 4 月 1 日事業開始予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称（仮称）	事業概要（所在地、定員）
小規模保育事業 A 型	社会福祉法人正道会 駒沢ほしにねがいを保育園	駒沢三丁目 26 番 3 号 19 人
小規模保育事業 A 型	社会福祉法人砧福祉園 南烏山五丁目小規模保育事業	南烏山五丁目 24 番 20 号 13 人

(3) 今後の予定

2 月下旬以降 認可申請書類審査終了後、認可決定
確認申請書類審査終了後、確認決定
4 月 1 日 事業開始

2 家庭的保育事業等の廃止の承認予定について

(1) 平成 30 年 4 月 1 日付け廃止（3 月 31 日事業終了）予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称	事業概要（所在地、定員）
小規模保育事業 B 型	株式会社パットコーポレーション キラキラキッズナーサリー下北沢園	北沢二丁目 37 番 18 号 19 人

(2) 廃止後の取扱い

当該事業所は、小規模保育事業 B 型から小規模保育事業 A 型に移行する。在籍児童（現在の 0～1 歳児）への保育の提供及び職員への処遇は移行後も継続される。

小規模保育事業の A 型、B 型及び C 型では、遵守すべき基準が異なる。当区においては、事業の型までを事業の種類として審査・認可していることから、事業の型が変わる際は、認可事項等の変更ではなく、廃止及び認可として通常の新規認可と同様の審査を行う。

3 家庭的保育事業等の申請事項等の変更届出の受理について

児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は第4項の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた事項に係る変更の届け出があり、審査した結果、適正な変更内容と認められるため、これを受理した。

届出を要する 変更事項	変更(適用)年月日	事業区分 及び事業所名称	変更内容
法人格を有することを証する書類	平成29年4月1日	小規模保育事業A型 なかよしほいくえん	事業者所在地の変更
事業の運営についての重要事項に関する規程	平成29年5月1日 平成29年11月1日		運営規程
経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員	平成29年4月1日	小規模保育事業A型 ふたばクラブ三軒茶屋保育園	経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員

平成29年1月20日から平成30年1月22日までの間に受理した変更届出について記載している。

4 本件担当

子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者認可・指導担当

電話 03 - 5432 - 2333 ファクシミリ 03 - 5432 - 3018